

番号	分類	Q(質問)	A(回答)
1	試験全般	学科か実技か、どちらかひとつだけの受検は可能ですか？	どちらか一方のみの受検は可能です。
2		学科か実技のひとつだけ受検でも合格となりますか？	一方だけの合格は一部合格となります。なお、一方だけの合格では、技能士の称号は受けられません。
3		1級を受検する前に2級を取得していないといけないのですか？	2級の資格取得をしていなくても実務経験年数を満たしている場合は、受検可能です。
4		この試験に合格するとどんなメリットがありますか？	2級キャリア・コンサルティング技能士と称することができるほか、キャリア・コンサルタントとして求められる一定のスキルについて評価されることなどが挙げることができます。
5		「キャリア・コンサルティング技能検定」試験のためのテキストはありますか？	協議会HPをご覧ください。
6		受検対策の講習会はありますか？	技能検定試験に伴う「受検対策講座」等は開講しておりません。
7		パソコンを持っていないので、ホームページが見られないのですが。	公共機関(図書館や公民館)等でホームページを見ることができます。そちらをご覧ください。 なお、受検案内は検定センター開設時に次の方法で取得できます。 郵送で請求([1] 氏名、住所、電話番号(平日昼連絡先)を記載した紙と [2] 角型2号の返信用封筒(「受検申請書請求」と表書きし、返信あて先と140円切手(1セットの場合)を貼付のこと)の2点を 〒100-8692 郵便事業株式会社 銀座支店 郵便私書箱663号 キャリア・コンサルティング技能検定 検定センターに郵送してください。
8	養成研修を受けた団体と、標準レベルの試験を受けた団体がちがいます。受検資格はどのようになりますか？	受検資格はいずれか一つを満たすことで受検可能です。実務経験年数が3年で受検する場合は標準レベルの試験を受けた団体の証明(試験合格又は資格保有)があれば受検可能です。	
9	標準レベルキャリアコンサルタントとは何ですか？	検定HP「受検案内」をご参照ください。	
10	受検資格	標準レベルと同等またはそれ以上の養成講座とは具体的にどのような研修をいうのですか？	現在の標準レベルキャリア・コンサルタント養成研修は130時間程度(平成16年以前は120時間程度)のカリキュラムとなっています。同等若しくはそれ以上の養成研修とは、130時間(平成16年以前は120時間)以上のカリキュラムで構成され、その内容はキャリア・コンサルティング実施に必要な能力評価試験に係る能力基準項目が網羅されているものです。 なお、能力基準項目に該当するかどうかご不明な方は個別にお問い合わせください。 よって、この受検資格で受検される方は、当該研修の講座時間数が入ったカリキュラムを添付していただくこととなります。
11	現在、標準レベルキャリア・コンサルタント試験の結果待ちで試験の前には合否が判明するのですが、受検資格はどのようになりますか？	受検申請時に必要な証明書類がない場合、受検資格の確認ができないため申請書の受理はできません。標準レベルでの受検資格を有していないので他の受検資格で受検申請をしてください。	
12	「標準レベル」の資格を持っていて、特例講習を受講しました。実務経験は5年以上ありますが、受検資格はどのようになりますか？	受検資格のうち実務経験5年以上、標準レベルで実務経験3年以上のどちらでも受検資格を有します。なお、学科試験免除の申請を行う場合は、標準レベルで実務経験3年以上の受検資格で申請をしてください。	
13	検定職種に関する科目で協議会が認めたものとは具体的にどんな科目ですか？	HP「受検案内」の『学士・修士における履修対象科目』をご参照ください。	
14	受検申請	受検申請書はどのように入手すればいいのですか？	HPからダウンロードする方法と、検定センターに請求する方法があります。詳しくは「受検申請」のページをご覧ください。

番号	分類	Q(質問)	A(回答)
15		申し込みにはどのような方法がありますか？	個人申し込みと団体申し込みがあります。どちらも申請書類を検定センターに郵送してください。詳しくはHP「受検申請」をご参照ください。
16		受検申請に必要な証明書類を紛失してしまいました。証明書等を発行した団体が今はありません。どのようにすればいいですか？	受検資格に応じた証明書類が添付されていないと受理審査ができません。証明書がない場合、2級は5年以上の実務経験があれば受検資格を満たします。1級は10年以上の実務経験となります。
17		過去の受検申請に際し、実務経験や特例講習修了番号は記入したので、以後の受検申請にあたっては記入しなくてもいいですか？	受検申請書は試験実施ごとに毎回審査を行います。受検に際して必須事項は受検申請ごとにご記入ください。(不備の場合は受理できない場合があります。)
18		「受検申請書に不備があった場合受理できない」とはどういうことですか？	受検申請書に氏名の一部、生年月日が未記入、受検資格に該当しない(実務経験年数が不足および確認できない)、添付された証明書類の不備、受検手数料の不足の場合は、受理できません。
19		受検希望地の変更はできますか？	受検受理後の変更は一切できません。受検希望地の他、受検級、試験区分も変更できませんのでご注意ください。
20	受検申請	受検申請書の記載にあたって一部間違えてしまったが、どうすればいいか？	間違えた箇所には2重線を引いて押印し、正しい内容を記載してください。あるいは申請書類を再度HPから入手するか申請書のみ検定センターから取り寄せ、書き直してください。なお、修正ペン、修正テープ等での訂正は不可です。
21		受検申請書を送付して1ヵ月後に引っ越し予定です。受検申請書の住所の記載はどのようにすればいいですか？	受検申請書には、現在の自宅住所を記載してください。受検申請後、自宅住所が変更になった場合、協議会に変更届を提出してください。実技(論述)試験日までに届出のあったものを通知文書等の送付先住所として反映します。最寄の郵便局にも住所変更の届けを忘れずに行ってください。
22		受検申請後、今回の受検を取りやめ、次回試験への振り替えは可能ですか？	受検申請を受付後、受検申請書の審査を行います。審査が確定した段階で受検受理となります。この受検受理後、受検申請者の都合によるいかなる理由があっても取り消しはできません。次回以降の試験への振り替えもできません。この場合、受検手数料の返金も致しません。事前に受検についてご確認の上、受検申請してください。
23		簡易書留と特定記録、どちらで送付すればいいですか？	郵送でしたらどちらでも可能です。詳しくは日本郵便のHPをご覧ください。
24		簡易書留または特定記録で送付とありますが、それ以外で送った場合は受け付けてくれないのですか？	左記以外の方法で送付された場合であっても申請期間内の郵送であれば受付は行います。ただし、送付に伴う事故等があった場合の対応は、申請者ご自身で行ってください。
25		会社で部下の面接をしていました。実務経験になりますか？	「受検資格」でいうところの人事労務分野での実務経験とは、「個人を対象に実施される人事労務に関する相談業務」で「相談者の希望に応じて実施される継続的・反復的」なものになります。会社方針に基づく面接や評価制度に伴う部下への面接は該当しません。
26	実務経験	中学、高校など学校で教師として行った進路指導は実務経験に入りますか？	上記と同様に、「進路相談業務」で「相談者の希望に応じて実施される継続的・反復的」なものになります。ご自身がされた相談業務がこれにあたるものかをご確認ください。
27		ボランティアも実務経験に入りますか？	就労形態にかかわらず、受検資格に該当する相談業務として行ったものは実務経験となります。

番号	分類	Q(質問)	A(回答)
28	実務経験	キャリア・コンサルタントの仕事と同じ時期に掛け持ちしていました。実務経験年数は3年に満たないのですが、延べ時間数を実務経験の年数に換算し、加算していいですか？	延べ時間を年数に換算はできません。あくまでも実際に携わった年数となります。同時期に複数の実務経験がある場合は主要なものひとつで算出してください。
29		自分のやってきた相談はメンタル寄りなのですが、実務経験に入りますか？	相談業務の内容は原則として、相談者の希望に応じて実施されるキャリアに関する相談とその他の支援をいいます。よって、この定義に当てはまればメンタル寄りの相談であっても実務経験に含まれます。
30		実務経験がないと受検できないのですか？	2級及び1級の技能検定試験は実務経験を有している者の技能のレベルを問うものとしています。受検資格として実務経験がない場合は受検はできません。なお、実務経験年数によって受検に必要な資格が異なっています。
31		受検申請書の実務経験の「内容」にはどんなことを書けばいいのですか？	相談者の希望に応じて実施されたキャリアに関する相談とその他の支援について、対象者、相談件数を記載してください。
32		実務経験の年数は、標準レベルキャリアコンサルタントの資格取得後からカウントされるのですか？	標準レベルキャリア・コンサルタントの資格取得年に関わらず、現在までの実務経験した通算年数となります。
33		実務経験はどうやって証明すればよいのですか？	実務経験は自己申告です。受検申請書に申請者本人が記入することで可能です。よって従事証明等は必要ありません。なお、受検申請書の審査により、虚偽の申請が明らかになった場合は、受検受理はできません。
34	団体申込	個人での受検手数料支払いは可能ですか？	可能です。その場合は、受検申請書(B票)に払い込み控えを貼り付けてください。
35		団体申し込みを行ったが、受検手数料の支払いは請求書払いにしたい。	請求書による支払いをご希望の場合は、検定センターにご連絡下さい。後日、請求書を送付します。指定期日までお振込みください。なお、個人申し込みと同様、個人ごとの支払いも可能です。その場合は、申請書類(B票)に払い込みの控えを貼り付けてください。
36		社内の受検希望者をまとめて申請することは可能ですか？	法人格を有する団体で、2名以上で申請する場合は「団体申し込み」制度があります。詳しくはHP「受検申請」をご参照ください。
37		すでに申請書を送ってしまったが、受検者の追加は可能ですか？	追加者の申請書類が受検申請受付期間内の消印であれば受付します。なお、「団体申し込み取りまとめ票」は追加した内容で再提出してください。
38	受検手数料	「B票」に振込み控えを貼り忘れて送ってしまった。	振付した日付、金額、金融機関名、名義を検定センターに連絡してください。
39		金額を間違えて振り込んでしまった。	不足および過払いの場合、いずれも検定センターに連絡してください。その上で次の対応を行ってください。 不足の場合：不足金額を払い込み、控え(コピー可)を検定センター宛に郵送してください。 過払い：返金いたしますので別途振込口座をご連絡ください。
40		受検手数料の領収書がほしい。	検定センターまたは協議会に連絡してください。
41		受検手数料はインターネットバンキングでも振り込みできますか？	インターネットバンキングを利用してお振込みも可能です。その場合は、振込控えをプリントアウトしていただき、受講申請書類(B票)に貼付して送付してください。
42		振込み控えを紛失してしまいました。どのようにすればいいのでしょうか？	振付した日付、金額、金融機関名、振込み名義を記入した用紙を「B票」の振込み控え欄に貼付してください。

番号	分類	Q(質問)	A(回答)
43	証明書類	添付する証明書類の名前が、現在の名前とは違います。そのまま提出していいですか？	受検申請書(A票)の「Ⅵ」に氏名が変更となった理由を記載してください。
44		添付の証明書類について再発行の申請をしていますが、申請期間内に間に合いません。後で別に送ってもいいですか？	申請期間内に申請書に必要な書類が添付されていない場合は、申請書の不備となり、受検受理はできません。申請時必要な証明書類はすべて添付してください。
45	学科試験	学科試験の難易度はどれくらいですか？	学科試験により把握する知識等の水準は、標準レベルキャリア・コンサルタント(キャリア・コンサルティング実施に必要な能力要件)に求められる能力基準項目に相当するレベルで、キャリア・コンサルタントが通常有すべき一般的な知識が求められます。HP「過去問題」のページもあわせてご覧ください。
46	実技試験	実技試験は論述と面接と両方受けなければならないのですか？	実技試験は論述試験と面接試験両方受検しなければなりません。
47		実技試験の論述と面接は、どちらかひとつ合格(到達)すれば一部合格になるのですか？	論述と面接の試験がそれぞれ合格基準に達したとき、実技試験合格となります。どちらかのみでは実技試験合格とはなりません。
48		実技(面接)試験の第1～第3の希望日は全て同じ受検地でないとダメですか？	同じでなくてもかまいません。受検地により設定された試験日の中から第1～第3の希望日と地区を記載してください。
49		実技(面接)試験の第1～第3の希望日を記入し、確定した後、面接試験日に予定が入った場合、日程の変更はできますか？	受検票で通知した面接試験の日時は変更できません。
50		実技(面接)試験日はいつでもいい場合は、どのように記入すればいいですか？	日程は空欄でもかまいませんが、希望地区は第3希望まで必ず記載してください。ただし、受検日は受検票で通知した日時となります。
51		実技試験が定員に達したため、今年度受検できなかった場合、次回の試験では優先的に受けられるということですが、優先的とはどのようにするのですか？	定員が超えたため、受検受理できなかった受検希望者には、次回実技試験の受検ができるよう優先に関する番号を発番し、次回の受検申請時に優先番号により配慮いたします。
52		所要点とは何ですか？	評価項目ごとの合格基準の最低点を指します。
53		面接試験はどんな方法で行われますか？	「技能検定概要」のページをご参照ください。なお、相談者は係員が担当します。
54	論述試験はどんな問題が出ますか？	ケース(逐語記録)を読み設問について記述式で解答していただきます。HP「過去問題」のページをもあわせてご覧ください。	
55	その他	受検申請書提出後／実技一部合格後に特例講習を修了したのですが、学科試験の免除の申請はどのような手続きが必要ですか？	検定HPまたは協議会HPにある試験免除申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ申請してください。なお、申請時期によって合格証書発行の時期がことなります。
56		試験はいつ実施されますか？	翌年度の事業計画は毎年、3月末までにHPに掲載してお知らせいたします。
57		問合せをしたいので、メールかFAX番号を教えてください	お問合せは電話のみで受けしております。ご了承ください。
58		「キャリア・コンサルティング技能検定」は国家検定ということですが、どういうことですか？	技能検定は厚生労働大臣が法律(職業能力開発促進法)に基づいて実施し、労働者の技能を検定し、公証する制度で、「国家検定」と位置づけられています。